

## 環 境 水 道 委 員 会 記 錄 (N o. 9)

1 日 時 令和 7 年 7 月 23 日 (水)

午前 10 時 07 分 開会

午後 0 時 43 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (9 人)

委 員 長	日 野 雄 二	副 委 員 長	荒 川 徹
委 員	戸 町 武 弘	委 員	田 中 元
委 員	たかの 久仁子	委 員	木 畑 広 宣
委 員	泉 日出夫	委 員	奥 村 直 樹
委 員	村 上 さとこ		

4 欠席委員 (0 人)

5 出席説明員

危機管理監	柏 井 宏 之	危機管理室長	辰 本 道 彦
防災企画担当課長	大 山 一 成	環境局長	木 下 孝 則
グリーン成長推進部長	園 順 一	再生可能エネルギー導入推進課長	玉 井 健 司
サーキュラーエコノミー推進課長	佐 藤 穎 一	環境監視部長	江 藤 優 子
環境監視課長	松 岡 靖 史	循環社会推進部長	敷 田 寛
業務課長	山 倉 史 子	消防局長	岸 本 孝 司
予防部長	中 尾 義 浩	指導課長	貞 池 浩 孝
			外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長 伊 藤 大 志 書 記 山 下 紘 美 理

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第32号 城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、厨房排気ダクトに北九州市火災予防条例違反のダクトが施工されていることについて	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第24号 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについて	継続審査とすることを決定した。
3	陳情第26号 私有地等の周辺の清掃についての努力義務に関する決議について	継続審査とすることを決定した。
4	北九州市の大気・水質等の現況（令和6年度測定）	
5	第三セクターの経営情報について（株式会社北九州パワー、西日本ペットボトルリサイクル株式会社）	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。

## 8 会議の経過

（陳情第32号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（日野雄二君）開会します。

本日は、陳情の審査を行った後、環境局から2件報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第32号、城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、ちゅう房排気ダクトに北九州市火災予防条例違反のダクトが施工されていることについてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。指導課長。

○指導課長 それでは、御説明をさせていただきます。

初めに、要旨にありますちゅう房設備の排気ダクトの形状について、北九州市火災予防条例の規定内容を御説明いたします。

タブレットに配付しております資料の上段、ちゅう房設備の排気ダクトの構造を御覧ください。なお、ちゅう房設備の排気ダクトを、以下排気ダクトと呼称させていただきます。

まず、(1)の方ですが、これは排気ダクトの形状に関する規定となっております。排気ダクトの中に油がたまると火災のリスクが高まるため、火災予防条例では内面が滑らかで清掃しやすいものを使用することとなっております。

その下は、スパイラルダクトとフレキシブルダクトの写真でございます。左側のスパイラルダクトは内面が滑らかであり、火災予防条例に適合しております。一方、右側のフレキシブルダクトは蛇腹状で可動性が高く、施工しやすい製品ですが、内面が滑らかではないため、火災予防条例に適合しておりません。

次に、要旨にあります2022年10月31日と2025年5月14日に、消防局がシティガーデンBONJONOの個人の住居部分、計8戸に対して立入検査を実施し、改善指導を行った経緯について御説明いたします。

引き続き、タブレットに配付しております資料の下段、消防職員の立入検査権のうち、後半の下線部、ただし書を御覧ください。消防法では、一戸建てやマンションなどの個人の住居部分については関係者、消防法の関係者とは所有者、管理者または占有者を言いますが、この関係者の承諾を得た場合、または火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合に限り立入検査が許されております。このような条件があることから、個人の住居については通常立入検査は行っておりませんが、シティガーデンBONJONOにあっては、一部の居住者の方々から住戸の排気ダクトに火災予防条例違反があるのではないか、調査をしてほしいとの御相談をいただいたところでございます。排気ダクトにつきましては、建築基準法に定める完了検査を終えているところではありますが、消防局としては、火災予防上、現状を確認する必要があると判断いたしました。

そこで、御相談いただいた8戸の区分所有者に対して承諾を得た上で、立入検査を行ったところでございます。結果として、8戸全ての排気ダクトにおいて、火災予防条例に適合していないフレキシブルダクトの使用を確認いたしました。また、この火災予防条例違反に対する指導については、消防法令では所有者、管理者または占有者にしかできませんので、住戸の区分所有者に対し文書により改善指導をしたところでございます。

以上を踏まえまして、陳情事項の1について御説明いたします。

本物件の全世帯のちゅう房ダクトの施工について、火災予防条例に適合しているのかどうか、北九州市当局が主導して事業者らと調査を行っていただきたいとの御要望でございます。

先ほどの説明でも触れましたが、消防が立入検査を行った8戸全ての排気ダクトの形状が火災予防条例に適合していないこと、また、令和4年1月に行った設計者や施工者に対する聞き取りの際、両者とも火災予防条例に適合していないフレキシブルダクトの使用を認めていることから、事業者らとの合同調査までは必要ないのではないかと考えております。

なお、立入検査を行った8戸の排気ダクトの内面の状況は、火災発生のおそれが著しく大で緊急を要するような油がたまつた状況ではございませんでしたが、今後も本物件の事情や居住者の心情等を鑑み、消防の立入検査を要望される居住者に対しては、これまでと同様速やかに対応、立入検査を行っていく考えでございます。

次に、陳情事項の2について御説明いたします。

本物件のちゅう房に火災予防条例違反ダクトが確認された場合、市民の費用負担なく修繕できるよう、北九州市当局において事業者らに主導的な対応を行っていただきたいとの御要望でございます。まず、先ほどの御説明のとおり、改善指導の対象は事業者らではなく、関係者、つまり本件では住戸の区分所有者となっております。よって、それぞれの区分所有者に対して改善指導をしていることを御理解ください。

また、改善に伴う費用負担について、消防局が主導的な対応が取れるのか、法務を所管する部署にも相談いたしましたが、結果として、住戸の区分所有者と事業者間の費用問題に関与するような立場にはないと回答を得ております。消防局といたしましても火災予防条例違反の問題と民事上の問題は別物であるとの認識でございます。

以上で御説明を終わります。

○委員長（日野雄二君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はございませんか。泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私から何点か、まず、お聞きしたいと思います。

今の陳情の内容について担当から説明がありましたが、まず1点目のところで、事業者との調査をしていただきたいということだったけども、これはもう必要ないと、はっきり説明でもありましたが、もう必要ないと改めて思っているのか、再度確認をしたいのと、それと、2点目のこれは条例違反なわけですよね。ダクトを交換するという費用ですけども、フレキシブルダクトからスパイラルダクトに変更する場合にどれぐらいの費用が所有者の方にかかっているのか、そのことをまず教えてください。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 まず、1つ目の御質問の件で、改めて合同調査ですね。必要ないのかということで、消防局として、先ほどの御説明のとおりになるんですけども、実際8戸の世帯に伺って、8戸全てそうであったということと、事業者らに確認したところ、全てにおいて違法であるフレキシブルダクトを使用しているということでございましたので、あえて合同で調査する必要まではないという見解でございます。一方で、これまで立入検査の御要望を受けて行ってまいりました。これについては我々も事情とか心情等も鑑み、必要あるものと判断しておりますので、消防局単独でも違反であるかどうかの調査もできるということで、事業者との合同の調査までは考えていないというところでございます。

2点目の条例違反のスパイラルダクトと、それから、フレキシブルダクトをスパイラルダクトに交換する費用の問題ですが、費用については我々も細かい値段、工賃等は承知しておりません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） まず1点目の事業者との確認は要らないと。フレキシブルダクトを使用

しているということを事業者が認めているということですが、これは事業者が条例違反をしたということを認めていると判断していいわけですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 我々としては違反ですよとお伝えしています。ただ、正式に全てを認めるということまでは伺っておりませんが、そのような認識であると考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 例えば、条例の内容を十分に理解できていなかった、そのためにこのような施工があったということなのか、最初からこのフレキシブルダクトが条例違反であったと認識して施工したのかでは、ちょっと大きく違うと思うんですけども、その部分は市の担当として事業者には確認をされているんですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 認識自体については直接はお伺いしておりませんが、この審査の際、まず、書類上の確認申請というのがございます。この時点ではこのBONJONOの物件に当たっては、事業者から適法であるスパイラルダクトで初めに申請が来ております。そのため、火災予防条例を知っていると我々は認識しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） スパイラルダクトで申請がありながら、実際の施工はフレキシブルダクトだったということですね。これかなり問題ではないんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 我々といたしましても遺憾であり、問題であるという認識でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） ということは、改めてやっぱり事業者とそのところをきちんと確認するべきじゃないですかね。どうですかね。いや、もうそういう報告をいただいているから、事業者が条例違反をしているということは認識していたと思うということだけども、やはりこの事業者がこの物件だけを作っているというか、施工しているんだったらいいんですけど、そのほかも当然施工していたり、今も施工していたりしているけど、その部分ではどうなんでしょうか。この物件だけそういうふうな申請だったのかも含めて、担当のほうでは把握しているんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 申請の段階では全てスパイラルダクトという形で申請が上がっていますので、我々消防局としても法令上、書類の審査、我々は消防同意といって、建築機関等が申請書を受け付けて、それに対して同意をするんですけども、その段階では適法であるスパイラルダクトという形で申請が上がってきたので、全てそのような認識であるんだろうと感じ取ったとこ

ろでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 申請はスパイラルダクトということなのに、実際はフレキシブルダクトを使用していたということであれば、いわゆる申請違反ではないのかと思うんですけど。申請どおりにやってもらうように担当としては指導しなければならないと思うんですけど、そのところはどうなんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 担当としても性善説ではありませんけれども、初めの申請ではちゃんと適法なものが使われていますので、それに対してどうのこうの指導する立場にはございません。申請どおりに行っていただいているという認識でございました。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 条例に適合した申請を行い、いわゆる申請だけは通して、結果的に条例違反と分かっていてこの条例違反のダクトを使ったのか、その認識がなくて、例えば費用の面で少し抑えられたりとかということで、条例違反であることを知らずにしているのか、この辺がやっぱり大きな問題だと私は思うんですね。明らかに条例違反であるということが分かっていて、なおかつ申請は条例に適合する別のダクトをつけてということであれば、これは事業者としてかなり問題があると思うんですが、その認識を確認されているのかどうなのかというのがちょっと一番なんんですけど、どうでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 認識の問題については、これまで正確には確認が取れていません。ですので、今後また事業者と話す機会がございましたら、その認識については問うてみたいと考えております。

補足でございますが、この火災予防条例というのはここ最近できたものではなく、約30年前の平成5年からこの規定は設けておりますので、そもそも条例というものが施行された以上は、皆さんそれを承知の上、事業等をやっていただく、規定に基づいた対応をやっていただくという認識でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） それならなおさら、やっぱり事業者に確認をするという意味では、この1点目の立会いに事業者も改めて加わってもらってやるということが大切なことだと思うし、あとダクトの変更ですよね。所有者にその義務があるということで、所有者の負担ということになっているんですけど、これは申請は事業者が別のダクトを申請して、それが通っていて、実際は違うものを取り付けて、条例違反ですよ、買ったおたくの責任ですよというふうなことは、ちょっと非常にどうなのかなと思うのと。今お聞きしたように、費用がどれぐらいかかっているのかもよく分からぬというのは、ちょっとあまりにも担当として無責任かなと。条例

の範囲を超える部分で市が支援できないところは分かるけど、どれぐらい個人所有者さんの負担になっているかということをやっぱり把握しておくべきだと思うし、何十年も前からこれはあったのに、把握していないのはおかしいと言われるんだったら、なおさらやっぱり立会いをやって、そこに事業者に来てもらって、60戸のうちの8戸はもう既に違反しているということが分かっているわけだから、ほかも全部つけているでしょう。そこはやっぱりきちんとした指導が必要ではないかと思いますが、そこはどうでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 まず、費用については、我々担当としても承知していなかったところはございませんので、今後把握をしたいと思っております。

あと、事業者らとの合同の調査でございますが、お声かけすることは可能です。しかし、消防法の中では、火災予防上の現に権限のある、先ほども言いました関係者に対しての指導となっておりますので、事業者らに対しての指導が直接できないと、権限がないと。なので、先方に断られたら、もうそれ以上何もできないという状況ではございますけれども、その辺も先ほどの認識がどうなのかというのを踏まえて、ちょっとまたお話しする機会ができればなと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）泉委員。

○委員（泉日出夫君）もう何度も繰り返しは言いませんが、確かに条例というものは、その条例の中での、その範囲を超える部分については、なかなか強制的なことはできないということは分かっております。今回は申請の内容と実際の施工の内容が違っているということもある、改めて条例の中身を見てみると、購入をした所有者に変更を求めたりとか、ちょっとやっぱり条例の不備といいますか、事業者がそういう施工をやっても、知らないと言ったら語弊がありますけど、もう施工後については購入者の責任でやるという意味で、私はちょっと問題がある内容だなと思うので、先ほどの立会いも確かにこちらから申し出ることはできるけど、向こうが来なければ一緒だと。だけど、まずは声をかけてみるということが大事なことだと思いますし、あとは費用がどれぐらいかかっているのかというのを、やはりしっかりと把握をしてほしいと思いますので、その辺のところはよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

○委員長（日野雄二君）ほかにありませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君）まず、この条例に違反しているという事実はもう事実ですよね。この条例に違反していたら何かペナルティーがあるのか、これがまず第1点。2番目に、法律がどうなっているのか、法律で禁止されているのかというのも聞きたい。条例ではなくて法律のほうですね。そして、3番目に、建物を建てたら建築確認しますよね。そこにたしか消防局の方が立会いというか検査に行くんだったと記憶しているんですけども、その辺はどうなのかをまず聞きたいと思います。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 それでは、まず1点目のペナルティーですね。この条例にあるのかということでございますが、条例そのものに対しての罰則、いわゆるペナルティーはございません。

それから、2点目、法律がどのようにになっているのかです。この火災予防条例のちゅう房設備に関する条例ですが、もともとは消防法の第9条の条文から委任されている規定でございます。ですので、北九州市だけの条例ではなくて、全国どこも統一したような形で、法令から委任されて条例を設けておりますので、法としては大枠として必要ですよと。細かい技術上の基準については条例で記載してください、規定してくださいという内容になっております。

最後の御質問でございますけれども、建築の確認ですね。消防も検査に行くということでございますが、消防はまず書類の審査を行います。建築機関、検査機関とのもちろん書類上の確認をします。それで可となれば建物が建っていくわけですが、完成した際に建築物全体としては、その建築の検査機関が行います。我々は消防なんですけれども、建築物の設備は多種多様に、この排気ダクトもそうですし、いろいろな設備がついております。その中で消防用設備というものは、これは非常に複雑でございます。この部屋にも今あちらで光っている誘導灯とか、あるいは自動の火災報知機とかついておりますので、これは消防法の体系の中で、消防が別に再度確認をして、そして、検査に行きなさいとなっております。したがいまして、消防の検査というものは消防用設備、これだけが法で義務化されておりますので、こちらの検査は現地に行って確認をしているということになります。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） ということは、検査するときは消防設備の検査しかしないと。このダクトがどうなっているか、こういうのは検査しないということでいいわけですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 法令上の話で言いますと、消防設備のみ検査をしなさいとなっております。一方で、今回我々もこのような問題を把握いたしましたので、法令上はもちろん義務はないんですけども、消防の設備がついているような建物にあっては、その消防検査に合わせてこの排気ダクトの内容を現地で目視、あるいは既に天井が張られている場合は写真で確認するようにしております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） この事件を受けて変えたのかも分かんないんですけども、条例が機能していなかったということですね。条例は分かるけども、検査していないというのは有名無実というか、何も機能していなかった。皆さん区分所有するときに、北九州市が建築確認をしていると、書類があるということを信じて多分買っているはずなんですね。そこの信頼性が搖らぐような話ではないかなと思っております。だから、これはやっぱりもう少し厳密にやらなければならぬ事案かなと思っておりますし、ペナルティーがない、罰則規定がないというのもちょっと変だなと。これは火災につながる、ダクトから火が出たというのは時々テレビでも

火災のときに見るわけですが、これ罰則はつくれないんですか。北九州市の条例として罰則をつくることができるのかできないのかを聞きたいと思います。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 罰則をつくることができないのかという御質問ですが、先ほどこの条例は法から委任されているというお話をさせていただきました。法でこの条例に委任する規定、ほかにも何個かあるんですが、その中で罰則をしっかりと担保した上で委任する規定とそうでない規定がございます。今回のちゅう房設備に関しては、罰則を設けませんと国が明記しております。逐条解説にも載っているんですけれども、地方自治体がこれに対して罰則を設けることはできないとされております。

一方で、じゃあもうそれで終わりなのかという話になるんですけれども、法律としてはその先にもし危険性の度合いに応じて改修をさせるという法文がありますので、そういった命令を発出することによって、火災予防の懸念を排除するということがあるために、国としては罰則を設けていないと言われております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）罰則をつけられないということは理解できたんですが、これちょっと消防局だけの問題じゃなくて、やっぱり都市戦略局の問題にもつながるんでしょうけども。もう一回聞きます。申請と違うものがついていたというのが事実なわけですよね。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 我々が立入検査を行った8戸については、申請とは異なったものがついているという事実でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）そしたら、これは虚偽記載になるんじゃないですか。見解を聞きたいと思います。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 消防局としては、虚偽かどうかというところまで意識してやってはいないんですけれども、明らかに確認申請という制度がある以上、そこを守っていないということは、もちろんもともとの予定で審査でオーケーをもらって、そこを全く違うことをしているということについては、虚偽であるのかなと感じております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）ぜひ買った人の身になって考えてもらいたい。北九州市が確認をして大丈夫だと皆さん感じたわけですよね。だから、そこはやはり行政がこの事業者の中に入って、速やかに解決できる方法を探ることを要望します。以上です。

○委員長（日野雄二君）強い要望として受け止めました。

ほかにございませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君）改めてお聞きして、大変な問題だと認識をいたしました。城野ゼロ・カーボン先進街区まちづくりという中で、また、北九州市のリーディング・プロジェクトという中で環境都市北九州市がコミットして、先進的で高品質な住宅を提供してまちづくりをしていくというような中で、市民の方はそれを信頼して購入したと思っております。もし私が購入した市民でありましたら、そういうような行政のコミットというのを大変信頼する、その中で起きた出来事でありますので、行政のほうも自分事として捉えて、何かできることを考えいただきたいと思っております。

質問であります。今様々な質問が出てまいりました。事業者もこの不正というか不適合、条例違反を認めているということでありました。まず、お聞きしたいのが、この排気ダクトの施工、排気ダクトって天井裏にありますから、確認できない部分もかなり多くあると思うんですが、これについて市として、今後このダクトを使い続けたとき、火災発生の危険性というのはどのように認識しておられますか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 今後このまま使用した際の火災危険性についてですが、実際8戸の立入検査を行って現認したところ、まだ築7～8年ということもあるんでしょうけれども、油がたまつたような火災の危険のある状況ではございませんでした。抜本的に、もちろん適正なダクトに替えていただきたいというのが1つございますが、この適正なダクトにするということは、何を言いたいかと申しますと、油等がたまらないように適正に清掃しやすいようにと、先ほどもお話ししましたが、清掃しやすいようにというのが一番大きい問題でございます。ですので、定期的にまず清掃いただく、あるいは今結構高性能のフィルターがちゅう房の手前についております。ここでカットしますから、フィルターの定期的な清掃、交換等をしていただければ、火災危険性の軽減につながるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）8年ですから、まだ新しい、しかし、マンション、10年、20年、30年、それ以上住んでいかれるわけで、今の時点でのジャッジというのはできないと思います。今お答えいただきましたように、今後油がたまっていくという形になれば、危険性も増していくわけですよね。そのときにこの不適合のダクトのままでいいのかどうかということで、適正ダクトに替えてほしいというのが、まず、市の一番の適切な処置だと思われているということでいいんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）適正ダクトに変更しなくてはならない、そこで大きな費用が発生する、その費用負担のことでも今回御要望いただいているわけであります。市民の負担なく修繕して

ほしいということが今の区分所有者の皆様の御要望だと思いますが、市としては条例上の検査はきちんと書類上でやったと。そこまでやって法律上、条例上のかしは市にはない、あとは民民の問題だから立ち入らないというような、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 費用負担の問題ですけれども、心情は非常に察するところではございます。先ほど御説明でも触れましたが、我々もできることは何だろうかということで、法務を所管する部署にも時間をかけて相談をしたんですけども、この費用については、やはり当事者間の間で合意されるべきもの、あるいは現在係争中とお伺いしております。司法機関の判断の中で解決されるべき案件かなと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）民民の問題であると認識されていると確認をいたしました。今、法律上はそうであっても、やはり市が関わったまちづくりのプロジェクトの一環でありますから、できることはできるだけ市民の方に寄り添って御相談に乗っていただきたいと思っております。今回、法律と条例の穴というのが非常に明らかになりました。事業者がこの条例や法違反を犯しても何のペナルティーもない、そして、不適切なもの、申請と違うものを設置したとしても、それを替える義務すらないということで抜け穴が多い、事業者にとって有利なようになっているので、火災予防上も大変な問題だと思っております。北九州市独自の条例の見直しなどもやっていかなくてはいけないんではないかと思いました。事業者は、このマンションのほかにも戸建てをはじめたくさんの住宅を市民に提供されておられます。こういうことが起きると、うちはどうなんだろうという不安も広がりますし、安心して暮らせる町ではなくなってきたてしまうと思うんですね。その辺の条例の穴についてはどのように市は認識されていますでしょうか。

○委員長（日野雄二君）1点、今、村上委員の話の中で、義務すらないという、義務が相手にないということについて、それは答えられますか。併せて答えてください。指導課長。

○指導課長 義務すらないということですけれども、我々が所管している消防法令上は、事業者という言葉がそもそも出てきませんので、関係なくはなりますけれども、ほかの根本的な、私もあり詳しくなく、承知しておりますが、事業者と所有者の中でどのような契約をされているか分かりませんが、そういう契約条項等々でその辺の義務というのは、一般的に言えば発生するのではないだろうかと感じております。

○委員長（日野雄二君）それと、本来の質問。

○指導課長 それと、もう一点の御質問でございますけれども、現在係争中と伺っておりますので、我々としてはその裁判の行方というのを注視しながら、我々消防ができること、これをやっぱりまず考えていくこと、これは常にやっていこうと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）日野委員からも追加で質問をしていただきました。私が聞きたいのは、事業者の義務ということですね。法律違反、条例違反を犯したとして、申請とは違うダクトを設置した、それが火災発生の危険性があるので、この設置してはいけないようなものを設置していて、直ちに今から改修すべきであるものについて、そういうものを設置してしまったら、条例上も法令上も、火災予防の法令ですね。そういうものに対して事業者のペナルティーは先ほどないとお答えいただきましたけど、そういうのを改善する義務すらないということですか。個別の区分所有者と事業者の契約上のものではなくて、法令上、条例上の義務です。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 事業者らに対してということでおろしいですか。

○委員（村上さとこ君） そうです。間違ったことを犯した事業者です。

○指導課長 条例の中には事業者らに対しての義務化はしておりません。以上でございます。

○委員（村上さとこ君） 法令もお願いします。

○指導課長 法令も同様でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君） ですので、先ほど言ったように、条例と法令の穴というのが今明確になったわけであります。このようなことが起きないと私たちも、市民は信じて買っているわけですから、何か起きたときには事業者が責任を持って改修をする、虚偽申請をしたら条例上、申請と同じようなものにきちんと改修し直し、修繕し直すというようなことを今後はつけていくべきではないかと思っておりますので、今後は検討していただきたいと思います。

今起きている問題が大変でありますが、火災の発生が起こる危険性を抱えながら、爆弾を抱えながら生活しているという、お住まいの皆様のお気持ちというのを考えると、本当に心が苦しい、それに市も推進していたプロジェクトでありますので、またこれどうなっているのかなと市民感覚としては思うわけであります。市としてできることをお考えになっていると、それは確かにそうですけど、さらにはかにお考えになっているようなことがあれば、お聞かせください。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 まず、御要望いただいている立入検査ですね。そこで違反かどうかを確認することについては、今後も残りの住戸の皆さんが必要されるようでしたら、我々としても体制を組んで立入検査にお伺いしたいと、通常は個人の住居部分というのは、先ほど御説明したとおり、立ち入ることはないんですけども、そこは立入検査を要望に応じて速やかにやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君） 残りの住戸に対しても、要望があれば立入検査をしてもらえるということがここで確認できました。

もう一点なんですかけれども、事業者に対して指導というのを、今まで建築をする際に市はしてきたはずなんです。指導して、もちろん書面上ですね、このダクトを設置しますという書面も確認して、ゴーを出しているのも市であります。そういうオーケーを出した市として、違うものがついた場合、やはり北九州市が事業者に対して何らかの働きかけが必要だと思うんですけど、具体的に今までに事業者に対して行ってきた働きかけと、今後する働きかけを教えてください。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 まず、消防法の中ではなくて、建築基準法上の命令というのがございます。この排気ダクトについては建築設備の一部でございますので、それについては所管をする建築当局等が判断するものであろうと思います。そのことについては、関係部局のほうとお話は以前もしたんですけども、今後もしていこうと考えております。

それと、もう一点でございますけれども、建築確認をする部局や民間の検査機関に対しても、このちゅう房ダクトの施工について条例に適合するように、毎年会議の場とかで我々周知をしております。前回の陳情以降周知をして、今徹底している状況でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 消防法上、火災予防条例上、また、建築基準法上も大変な問題であると認識をいたしました。こういうふうに法律や条例を破っている事業者に対しての徹底的な指導、特にこの件に関して、もうやっちゃったことであるので、個別に強力な指導というが必要だと思うんですけども、今違法ダクトがついているマンションの件を含めて、どのような話を事業者とはしてきたんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 事業者とのこれまでの話合いの中では、先ほどお話ししたとおり、施工は違法であるものをつけているというふうな相手方の調査を聞き取り、そして、我々としては、これ違反ですよと、条例に違反していますよというのは、はっきり事業者、それから、設計施工者らにお伝えはしているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 違反なのですから、違反と伝えるのはもっともなこととして、それよりも、これはもう替えなくてはいけないんだという指導のところまでは行けないですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 改修については、今現在そのものを所有されている居住者、区分所有者とまさに事業者との民民の問題ではないかと消防としては考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） そこの線引きがやはり市民としてはちょっと納得がいかない、行政も

お墨つきを与えて建築をして設置したダクトでありながらも、間違ったものがついてしまったら、違反ですよと言うだけといったら、何かこれどうなのと、そうなつたらもうダクトを黙視して、市にあらかじめ建築のときにきちんと調査してもらうくらいしないと、建築許可を出してはいけないんではないかと思うくらいにやっぱり不信感が募ります。もう少し指導的な立場で事業者に働きかけていただきたいですが、過去こういうようなケースもあったと思います、いろいろ全国でも。そういう場合に、行政がさらに強い権限で間違ったことをした事業者に対し改修の指導をしたというようなケースはないんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 排気ダクトのみの件ということでよろしいですか。

○委員（村上さとこ君）いや、排気ダクトというか、そういう建築物を含めですね。

○委員長（日野雄二君）村上委員、所管外のことは答えられないでの。

○委員（村上さとこ君）消防法上のもので結構です。

○指導課長 消防法上につきましては、関係者、いわゆる所有者、管理者、占有者に対しての指導と。火災予防というのは現在から未来に対しての法律をうたっておりますので、現在その権限がある方に対して指導あるいは命令をしていきなさいという法の体系になってございます。我々としてはそれに従う、つまり、事業者というところが法令上出てこないと。なので、我々としても事業者に対して何の根拠に基づいてあなたたちは指導し、命令するのかと言われたときに、根拠となる法令がないということになりますので、事業者らに対しては行っていないというのが、これは全国的にも一緒でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）排気ダクトの関係についてのお答えをいただきました。一方、先ほどお答えいただきましたように、建築法上の問題もあるということありますので、所管部署を超えて、そことしっかりと連携して、今度は建築法上の問題から指導できないかという一歩踏み込んだ議論を市の中でしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これを最後の質問にします。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 また情報共有しながら、今までお話をいろいろしてきたんですけど、また引き続きお話はしていこうと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）指導につながるように、部局を超えて対応してください。お願いいいたします。

○委員長（日野雄二君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）今までの議論を聞いていて、つまり消防局で見るところというのは、今言ったように、法律上所有者、管理者、占有者なので、要はその先、そこで責任が生じてお金

が生じた場合は、例えば民法とか商法とかの話になるので、ここでは話しようがないということだと思ったわけなんんですけど、その上で、私が陳情者の皆様の立場とした場合に不安なのは、消防法で関わるところ、先ほど罰則がないというのがあったんですけども、例えばこの後、今後危険だという判断に変わっていったときに、例えば消防法上のは正命令が出るとかいう可能性はあるんですかね。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 今後、本物件に対しては正命令がという御質問でよろしいでしょうか。

冒頭にお伝えしたとおり、現在、この間立入検査にお伺いして、今までに危険な状況ではございませんでした。ですので、私たちとしては指導という形で、指導というのは一定の行政目的を実現するために行うものであって、相手方の任意の協力の下になし得るものでございますので、指導というのは従わなくとも不利益な処分を受けることは当然ないわけでございます。その中で実際に命令、火災危険度が増していったらという話になるんですけれども、ここについては、その状況にならないような指導を引き続き行っていくということと、命令となりますと、これは受命者、命令を受ける方が要は義務化されるわけですね。かつ、履行の期限、いついつまでにやらないと、その後は命令という規定は必ず罰がついておりますので、刑法に伴い刑事罰を受けますので、我々はそのようなことは考えていないと、命令を出すことはないと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）今の時点では、現状を鑑みればないということなんんですけど、例えば今言ったように、今ここで絶対ないと言つていただければ、それはそれで安心かもしませんが、いずれ出るかもしれないとなった場合に、5条で命令が出ました、それに合わせて今度は30万円とかありますね、違反罰金とか、あるいは拘留だと刑罰があるわけですが、いつかもし何かこの状況が変わって、このダクトは非常に危ないんだという事例がどこかで出て、そういう可能性があるとしたら、さっき言ったように業者との責任が不明確な中だと、個人にそういう刑罰がかかってくるんじゃないかという不安があるんじゃないかなと思ったもので。今の時点ではない、でも例えば将来にわたってこのダクトには正命令が行くことは必ずないというわけでもないのかと思うんですけど、それはどうですかね。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 必ずないということは、当然にこの世の中で生活している以上はないのかなとは思っております。しかし、ダクトを替えなくても、もちろん替えてくださいという話なんんですけども、その前にこのダクトについて、なぜこの形状にしたかという条例文の趣旨としては、きれいにしましようと、油が付着していると火災が延焼を拡大する原因になりますということですので、まずは可能な限り清掃していただく、そして、フィルター等でカットしていただければ、今非常にフィルターも性能がよくなっていますので、そういう形できれいにしてい

ただくというのがまず前提なのかなと考えております。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 逆に、そうすると、その技術の向上によってここまで厳しくそもそもしなきやいけないものではあるんですか。今のお話だったら、問題がないんだったら、厳し過ぎるんじゃないかというふうな捉えが方できないですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 国から火災予防条例例という形で発出されたものを、全国市町村が条例を規定するわけでございます。平成5年にできて、ほかの技術革新等々もありますので、そういった対応というのは、本当にカット率が高いということであるならば、またそういった、例えば全国の消防が集まる会とかの中でそういう話も出てくるのかなと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ちなみに、業者が、多分問題ないと思って使っているのかもしれません、今回の業者以外にもたくさんの業者がいらっしゃいますが、業界では一般的に問題ないという認識なんですか。要はスパイラルダクトを使っているのは逆にどのぐらいあるんですか。普通は使っているものなんですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 ちゅう房設備の排気ダクトについては基本スパイラルダクトであると、使っているということで間違いないと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） では、今回のこのケースがすごくまれなんですか。要は今回、聞くところ8件あって、ほかのも全てフレキシブルダクトだろうという話だった。ほかの業者とかは、みんなスパイラルダクトを使っていて、ここだけがフレキシブルダクトだったのかということを聞きたいんですけど、一般的な話はどうなんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 我々もこの形状の違反のダクトを、実はこの案件で初めてお伺いしたところでございますので、基本としては皆さん適法であるスパイラルダクトを使っているという認識でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 特異な例ということであれば、やっぱりきちっと、なぜそうなったのか、業者の皆さんのがやっぱり意識の問題、責任というのもはっきりさせないといけないのかなと思います。実際に問題はないというのとまた違う、あくまでも今の条例ではこれは駄目だという話なので、そこら辺は、やっぱりしっかり調査していただいて、先ほどから出ているような形の是正について、業者ともしっかり話をさせていただきたい。

それから、これも消防局の皆さんでないんですけど、さっきもあったように、事前にここの部分をもう少しチェックをしてというのは、元の建築許可を出している部署とも話して、後々こうなるからということが最初で示せれば問題ない話なので、そこはもう少しやっぱりもう一度話していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（日野雄二君）ほかにございませんか。木畠委員。

○委員（木畠広宣君）1点だけ教えてください。本当に様々、委員の皆様からたくさん出ましたけれども、この陳情の中にあります、事業者らはこの条例違反のフレキシブルダクトを使用することは一般的でないと、これまで消防局から指摘を受けたことはないと弁明をされているということですが、これはなぜこんなふうな表現になるのかなと思って、今まで指摘を受けたことがないということは、指摘をしたこともないし、これってどうなんですかね。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 事業者らの回答についてということでございますけれども、今まで指摘を受けたことがないということ、我々としてはまず前提として確認申請で、私たち消防には同じ書類が同意という形で建築関係部局から回ってきます。それをお返しします。この申請の段階で違法であるフレキシブルダクトと記載されていたら、当然に確認、我々同意しませんという話になりますので、全てこの書類の中でスパイラルダクトという形で、まず書類上オーケーを出しております。実際、検査義務というのは消防法令上、消防設備にしかありませんので、消防設備は全部もちろん細かく見に行くんですけども、そういうのがない状況の中で、逆に言えばいつ言う機会があるのかなと。言われたことがない、言う機会もそもそもないという形になります。もともと書類としては正しいとしてつけていた、我々が現地でそれを確認する義務は今のところありませんので、その業者といわゆる施工者等と設計とお話しする機会もそもそもないということで、ひょっとしたら消防から言われたことがないと言っているのは、そういうことなのかなと。これは臆測になりますけれども、そのように感じております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）木畠委員。

○委員（木畠広宣君）これをもって今後どのような対応をしていこうとお考えでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 今後どうするかというのはやはり非常に重要なポイントでございまして、前回の陳情、令和5年8月に陳情をいただいておりますけれども、それ以降は消防の設備等の検査がある建物に関しては必ず現認する、あるいはどうしても天井が張られてしまって見えないところは、事前にお伝えして、写真で確認するということを取っております。

それから、例えばほとんどの一般住宅というのは、私たちにそういった申請も書類も来ないんですね。そういった一般住宅とかもありますので、いわゆる建築の検査する機関等に対しても、この条例をしっかりと守ってくださいよと、ちゃんと見てくださいねというのを前回の陳情以降、毎年協議する場というのが都度都度ございますので、資料等をお渡しした上で御説明し

て周知を図っているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）木畠委員。

○委員（木畠広宣君）ありがとうございます。今係争中ということでもありますので、これ以上言いませんけれども、本当に今お困りの居住者の皆さんのがいらっしゃいますので、その辺に関してもしっかりと寄り添っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（日野雄二君）ほかにございませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君）では、幾つかお尋ねしたいと思います。まず、先ほど意見も出ておりましたけども、事業者の立会いという点について、先ほど事業者が認めているので、合同の調査は必要なしと言われましたが、認めていることについての文書での取り交わしというのはあるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 文書での取り交わしはございません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）明確に文書か何かで残す必要があるんじゃないですかね。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 消防法上の話ばかりで恐縮なんですけれども、消防法としては関係者に対してというのがあくまでも法律として前提になっておりますので、文書等でお渡しする予定は今のところございません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）やはり、いずれにしても認めてはいるけども、実際に現状を確認するときに立ち会わせる必要があると思います。ですから、先ほどそういう意見も出ていましたので、そこはしっかりと取り組んでいただきたい。いわゆるそれに従わせるだけの権限はないとおっしゃったけども、これは当然必要なことだと思いますので、そこはしっかりと働きかけてそういうふうにすべきだと。

それと、今回の事態に至ったことについて、今現在住んでいらっしゃる方には全く責任はないでしよう。これは間違いないですよね。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 委員のおっしゃるとおりで、全く責任はないと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）この物件を購入された皆さんには、さっきからも意見が出てますけど、市が主導して行われた事業だからという信頼を持って購入されたわけですね。しかも、市としてはこの事業全体に、消防の分野だけじゃなくて、全体の事業に補助金も出しているわけです

よ。税金が使われるとるわけですよ。そういう意味で言えば、消防局が所管するところだけじゃなくて、全体を所管しているところと連携をして、この問題をきちんと解決していく、そして、今後こういうことが起こらないようなしっかりとした担保を取っていく必要があると思います。これは意見として申し上げておきたい。

それで、建築確認申請はスパイralダクトで施工するとなっていたのが、実際にはフレキシブルダクトだったということですね。消防用設備の完成の際の検査の項目には入っていないということでしたが、これを確認しなければいけないのは、本来はどこですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 今回の件で言いますと、民間の検査機関が書類申請と完了検査を行っているということでございますので、そういうた建築部門のパートになるのかなと私たちは考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 民間の確認機関が確認をして、完了検査もやっているんでしょう。それについて市の部局も一応確認をしているんですかね。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 それについては我々承知しておりません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 所管外ということでしょうから、これ以上聞きませんけど、だけど、全体としてやっぱり市が関わっていることですから、連携して対応していく必要があると思うし、見落としたということであれば、その責任を問われるべきだと思いますが、ここはこれ以上言っても所管外でしょうから、これ以上言いませんけど、やっぱり市としての全体の責任をしっかり自覚した対応が必要だと思います。

このような事態になったことについて、ペナルティーがないとおっしゃいましたよね。その説明の際に、国が罰則を設けないということを示しているけども、それ以外のところでこういう項目があるので、そこに委任しているというか、そういう説明をさつきされたんじゃないですかね。そこをちょっと詳しく言ってください。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 法令から条例へ委任しているという先ほどの話の件でよろしいでしょうか。

このちゅう房設備の火災予防条例につきましては、消防法の第9条という条文がございます。ここで火災予防上必要な技術上の基準については火災予防条例で明記しなさいと、それで委任というお話をさせていただきました。この委任を受けまして、各市町村が火災予防条例をそれぞれの市町村で規定をつくるわけなんですけれども、あまりにも地域によって差があったら、これは同じ日本としておかしなことになりますので、その基準として火災予防条例の例というのを総務省が基準として発行して、多くの自治体というか、ほぼ全ての自治体がそれに倣って

火災予防条例を規定しているという流れでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 罰則は、ほかのところではあるんですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 この規定に関して、形状の違反に関しての罰則はございません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 先ほど条例改正等が必要ではないかという意見もありましたよね。私もそう思いますけど、国がそういうことを示していないからということなんですが、示していないところについて、市独自の規定を設けるということはできないんですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 まず、火災予防として大事なことは、罰を与えるということではなくて、火災予防上適正な状態にしていただきたいというのが前提にございます。その中で先ほど防火対象物の改修命令という話をいたしましたが、罰を与えるんではなくて、是正していただくこと、こちらのほうが重要であるということで、消防法の第5条に防火対象物の改修命令というのがございます。そちらで火災予防上の危険性を担保してもらうという流れになっておりますので、我々としては罰則ではなく本当に火災予防上、今まさに危険であるといった場合は、そちらの命令のほうを選択することになると考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 私も別に罰則を無理やり設けて、がちがちに締めて守らせるようにすべきだという立場じゃないんですよ。しかし、現に条例違反が起こっているわけだから、それを防止するためには何らかの措置が必要じゃないかという意味です。ですから、そういう意味では、市としてそういう条例違反が起こらないような仕組みとか、そういうものをやっぱり考えていく必要があると思いますよ。今のままだったら、これから一つ一つチェックしていくということですから、それがあればいいんでしょうけど、今までではなかったわけでしょう。

それで、全国でこのような事例があるんじゃないかということについて、ないと思いますと。いわゆる今回のケースがたまたまこういうケースがあったというだけで、全国的にはないんじゃないかとおっしゃったでしょう。違いますか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 先ほどの御質問は、たしか全国で同じようなという御質問ではなかったと承知しております。全国では、私たちもインターネットの情報とかいろいろ調べてみたところ、一部の都市で同じようなダクトの形状違反というのが裁判になっている事例は拝見したところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 北九州市内では今までないというんですかね。でも、調べていないから分からないんじゃないんですか。見ていなかったわけでしょう、今まで。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 我々が聞いている範囲ではないということでございまして、全てをもちろん現認したわけではございませんので、全て完全にないというのはまた違うのかなと感じております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） いずれにしても、こういう事案が起こらないように、どうやって担保していくかというのが非常に重要な問題だと思いますし、やはり購入された皆さんにとっては本当に迷惑な話ですよね。買ったものがいわゆるパンフレットどおりじゃなかったということでしょう。しかも、それを市が主導して補助金まで出してやってきた事業の中でのことですからね。そこは市全体として責任ちゃんと受け止めて、適切な対応をすべきだと思います。意見として申し上げておきます。

○委員長（日野雄二君） ほかになければ。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 今の荒川委員の話で、条例改正の話があったんですけど、あくまでも消防法というのは対象者がそもそも関係者が所有者、管理者、占有者というのが2条にあるわけなんで、どんなに条例改正しようと、事業者に対する何かしらペナルティーみたいなものというのは、法律上できないと考えていいですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 現在の消防法の体系の中ではできないと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） それを踏まえて、ちょっとこの委員会を超えるんだろうなと思ったので、また考えていこうと思います。すみません。確認でした。ありがとうございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 今、荒川委員のお話の中で出たことで、1点だけ教えてください。

先ほどから違反を犯した事業者への指導だったり命令だったりというような話題が出ています。強い指導も命令もあまりできないということでありましたが、消防法上の改修命令というようなこともあるって、それを改修しなくちゃいけないんだよというのをきちんと出している市町村というのもあると思うんですけれども、例えば消防法では、消防機関が立入検査などで火災予防法上の危険や消防法令違反を把握して改修などの命令を発する、具体的には命令を受けた対象物の所在地とか名称とか違反内容などを市のウェブサイトにちゃんと掲載するとかというふうに、千葉市のウェブサイトを見て、あるんですけど、それは命令ではないですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 今、消防法上の命令ということでございます。恐らく、例えばこういう消防の設備を設置しなさいとか、そういった命令になっているかと思いますが、このような命令については、あくまでも受命者、命令を受ける側は関係者となっております。関係者ですね。いわゆる所有者あるいは管理者、占有者の方がそれに対して個々の対象物に対して、例えば自動火災報知設備を本当はつけないといけないのについていない、住民の危険性が大であるという形で、設置しなさいという命令をすることはございます。そうしますと、ホームページとかに掲載をいたします。本市においても過去何度かこういった命令というのを発出してインターネットにも載せている、通常の防火対象物ですね。共同住宅とかではないんですけども、そういった事例はございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 分かりました。あくまでも売買が行われた後に対しては、区分所有者とか管理者に対するということでいいということですね。何か本当に法律の穴というか、抜け穴、本当に欠陥住宅を造ったらそれでオーケーみたいな、そんなことでいいのかという問題提起をして、終わります。

○委員長（日野雄二君） ありがとうございます。

私が1点あるので、副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（荒川徹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 今、様々な御意見が出て、御指摘もいろいろ、強い要望もありましたけれども、私が1点お聞きしたいのは、スパイラルダクトとフレキシブルダクト、この違いはここに書いていますけれども、昔はこのフレキシブルダクトが最初にできて、スパイラルダクトが後に出て、適法だとなっているこのダクト、それじゃなぜフレキシブルダクトが存続しているのか、これはその条例に適合という言葉でなっていますけれども。先ほどから出ていますが、なぜ業者はスパイラルダクトで申請して、フレキシブルダクトを施設では使ったのか、建物で使ったのか。単価的なものも分かっておられないみたいであります、この2つのダクトが歴史的にどの時点でどう変わってきたのか。やはり我々も素人ですから、そういうことは知らないといいのかもしれません。建築許可を出すところの部局がしっかりと、これはもう消防局が所管するものでありますから、消防上適合、不適合と決めた意味には何かあるんだろうと思うので。でも、それであればフレキシブルダクトは今後一切この世の中になくていいものという、でも、これを使うところもあるんじゃないかなと。水道管の耐震管というのは、全てを耐震管に替えるということはないわけです。そういう場所も必要なわけですね。そういうことを考えたときに、フレキシブルダクトはなぜ存続しているのか。適合じゃないものが。これについて歴史も聞かせてくれませんか。

○副委員長（荒川徹君） 指導課長。

○指導課長 このダクトについては、建築基準法に基づく建築設備の一部であるということで、私もあり詳しく承知していない点がありますが、まず、御質問のなぜこの不適合であるスパイラルがあるかという話なんですけれども、冒頭の御説明でもお話ししたとおり、施工が非常にしやすい、蛇腹でこう曲がるので施工がしやすいと。今回ちゅう房の排気ダクトというのが論点としてお話ししておりますが、空調のダクトには様々なダクトがございます。例えば、浴室のダクトであったりとか、トイレのダクトであったりとか、たくさんございます。こういったものについては清掃というよりは空調ですね。それよりちゃんと空気が外に排出できるとか、そういったほうに恐らく重きを置いているのかなと思いますので、こういった施工しやすいものというものが回っているのはそういう理由でございます。

一方で、ちゅう房のダクトについては、再三のお話で恐縮なんですけども、油がつかないようになると。油がついてしまったら、やはり蛇腹で曲がっていますので、掃除がしにくいという点で、ちゅう房のダクトについてはスパイラルは駄目ですよということでございます。

訂正いたします、すみません。適合しているのはスパイラルで、不適合はフレキシブルでございます。失礼いたしました。以上でございます。

○副委員長（荒川徹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） そうすると、生きる道はどこかにそれぞれあるということなんで、ちゅう房においては滑る、速やかに流れていくスパイラルダクトがいいということで、それなのにそれを使わなかつたということは、要するに金額的なもの等々があるのか、ただ材料屋さんからそれを使ってくれと言われて、マンションだとかアパートというのは、消防は所管外だからあまり言わないんですが、それがいっぱいあるんです。大規模改修したら見つかるものは多々あります。だから、当事者同士の話というのはよく分かります。裁判を起こすことも当然そうでしょう。だけど、やはり行政が一応チェックしているものについて、行政はそれなりの対応はすべきと私も感じておりますから、今後これについてはしっかり消防と、建設建築委員会も含めて監視しないといけないということだろうと思います。大変なことだろうと思いますけれども、消防局においては市民の安全・安心のために、ましてや城野ゼロ・カーボン先進街区でこのことがあるということを肝に銘じてやっていただければという思いがあります。これは当事者同士のことでもありますけれども、それを見守っていかないといけないと思っておりますので、私としては要望として、それから、ちょっと意見を言わせていただきました。終わります。

○副委員長（荒川徹君） 委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（日野雄二君） 長時間ありがとうございました。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第24号、国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

(文書表の朗読)

ありがとうございます。本件については、議会に意見書の提出を求めるもので、当局の説明を省き、委員から意見を受けます。

意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君）意見を述べる前に、ちょっと教えてほしいことがあるんですが、食料備蓄というのは、米が問題になりましたけど、ほかにもあるんですかね。それは何か分かりますか。

○委員長（日野雄二君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 備蓄についてですけども、今食料と言われるものは、皆さんイメージどおりでアルファ化米という乾燥したお米、それから、パン、少し硬いものが苦手な方向けにおかゆ、それから、味覚のこともあってパスタみたいなものを食料としては備蓄しております。以上となります。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）国民が1年間、食することができる量はないですよね、今の量は。

○委員長（日野雄二君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 現在、危機管理室では、地震を想定した2万2,000人に対する3日分、9食を備蓄しているところでございます。以上です。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）そういう現状だということですが、1つは、こういう有事の際にということなんですが、有事にならないように、やはり外交的な努力、これをしっかりとやっていくということがまず必要であるということと、もう一つは、やはり食料自給率そのものを大幅に引き上げていくことが必要であるということを私はこの陳情の文書表を読んで思いました。これは私の意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君）意見として承りました。

ほかにありませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君）日本とヨーロッパとか、いろんな国で違うんでしょうけども、もし情報を持っていたら聞きたいんですが、例えばヨーロッパ、中東、今戦争状態にあるんですけども、その辺の国は大体どれぐらいの備蓄をしているか御存じですか。

○委員長（日野雄二君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 素直に申し上げて、どれぐらい備蓄しているかは存じていませんけど、

ヨーロッパの文献を調べると、ほとんど備蓄という文化がない、要は行政が備蓄するというよりは、個々人が備えておくというようなことが多いというのは文献では読んだことがあります。以上です。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）そういうことを考えたときに、やっぱり食料自給率を高めるというのが、私も日本の取るべき最大の目標ではないかなと考えます。以上です。

○委員長（日野雄二君）意見としてお伺いしました。

ほかにございませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君）陳情に対する意見を述べます。

今現在、食料安全保障の強化に向けた取組、国においては農林水産関係予算として出ております。食料供給困難事態対策法もございまして、引き続き私は防衛関連予算からではなく、国内の問題、そして、有事のときの問題としても食料安全保障というのは大切な問題だと思っており、引き続き農林水産関係を中心に予算を確保してほしいと思いますので、私はこの防衛予算から出すことというふうに振り切ることに対しては、賛同はできません。

○委員長（日野雄二君）意見ありがとうございます。

ほかに意見ございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、次の議題に關係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、陳情第26号、私有地等の周辺の清掃についての努力義務に関する決議についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

ありがとうございます。本件については、議会に決議を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。業務課長。

○業務課長 陳情について説明をします。

配付資料、私有地等の周辺の道路の清掃についてを御覧ください。

陳情いただきました私有地等の周辺の道路の清掃に関して、まず、私有地内の清掃についての考え方を御説明いたします。

私有地内については、廃棄物処理法において、土地または建物の占有者や管理者が清潔に保つよう努めなければならないと規定されています。

一方、私有地等の周辺の道路など公共の場所の清掃については、廃棄物処理法や市の条例において、その場所の管理者が清潔に保つよう努めなければならないとされており、道路等の清掃は、その管理者が行うものであるという原則があります。こうした原則に基づき、北九州市が管理している道路について、道路清掃車を使用した道路清掃や歩道清掃、除草作業等を定期的に行っております。

こうした中、市民の皆様や事業者の方々には、自宅や事業所周辺の道路を清潔に保つための自主的な清掃活動等に御協力いただいている。例えば、毎年5月から6月に開催しているクリーン北九州まち美化キャンペーンや、10月の市民いっせいまち美化の日には、市民の方だけでなく、企業やボランティア団体の方など、約8万人の皆様に道路等の公共の場所でも、まち美化清掃に取り組んでいただいております。

また、道路サポーターに登録していただいた自治会や企業、学校など約270団体、約1万人の皆様に道路の清掃や花植えなどの景観美化活動といったボランティア活動に御協力いただいている。こうした市民の皆様や事業者の方々による道路の清掃等への自主的な協力は、長年にわたって北九州市で培われてきた市民環境力そのものであると考えています。

今回陳情いただきましたように、私有地等の占有者や管理者に、その周辺の道路の清掃を努力義務として課した場合、町の美観が向上する可能性はあります。しかしながら、道路周辺の方々の努力義務とする前に、まずは何人も道路等の公共の場所を汚さないようにしなければならないという、法にも記されている前提が守られるように、ポイ捨てなどを減らすための啓発をさらに徹底する必要があります。

また、本来は管理者が道路の清潔の保持に努めなければならないという原則がある中で、周辺の方々に努力義務を課すことは、本来は管理者が行うべき責務を周辺の方々に課すことになってしまふこと、また、私有地が道路に隣接しているか、ごみが多い場所かどうかなどにより、負担の差が生じることといった課題がございます。

こうしたことを踏まえ、市としては、まずはポイ捨てなどを減らすための啓発の強化、また、自主的な清掃活動に御協力いただいている方々への支援の充実などに今後も取り組み、さらなる道路等の清潔の保持を図りたいと考えています。説明は以上です。

**○委員長（日野雄二君）** ありがとうございます。それでは、陳情の審査を行いますが、陳情は議会に決議を求めるものとなっておりますので、委員の皆様には陳情に対する意見などをお願いします。また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問をお願いします。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今の説明について1点だけお尋ねしておきたいんですが、私有地内の清掃や私有地等の周辺の道路の清掃について、こういう規定があつて、これを適用しているという

ことでしたが、例えば年間にこの規定に基づいて指導というか、そういうことをやったような事例というのはあるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 業務課長。

○業務課長 今お尋ねいただきました規定に基づく指導ということでございますけれども、こちらにつきましては努力義務という形になっているかと思います。私有地内の清掃につきましてもですし、周辺の管理につきましてもですね。これは指導するという規定になつてない部分もございます。それに対して何かしら指摘を行うというようなところはないかと思います。この法律に基づいてというところではですね。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 非常に重要なことだと思いますので、この規定がしっかりと守られるようないろんなキャンペーンとか、地域の皆さんとのいろんな活動とか、そういうことに力を入れていかなければいけないということですね。そういうことによってこれが担保されるようにしていこうという趣旨だということですね。分かりました。

○委員長（日野雄二君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、環境局から、北九州市の大気・水質等の現況、令和6年度の測定について、第三セクターの経営情報についての以上2件について一括して報告を受けます。環境監視課長。

○環境監視課長 環境局では、大気や水質、騒音など身の回りの状況を把握し、環境基準と比較して客観的に評価するため、継続的に環境モニタリングを行ってございます。今回は令和6年度に実施した結果について、お手元の資料に沿って説明いたします。

1ページ目を御覧ください。冒頭の四角囲みは、令和6年度の環境の状況を全般的にまとめたものでございます。結果としまして、大気中の光化学オキシダント、河川の汽水域のホウ素は環境基準に適合しませんでしたが、前年度と比較して大きな変化はなく、おおむね環境基準に適合した良好な状態でございました。この環境基準ですが、環境基本法第16条で、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と規定された、いわゆる目標値でございます。

それでは、まず、1、大気汚染です。行末の四角囲みは参考となる図表番号となってございます。大気汚染の状況は、1ページ下部の図1に丸と三角で示した17の測定局で、二酸化硫黄や光化学オキシダント、PM2.5などの6項目を24時間連続的に監視しています。また、4つの測定局でベンゼンなどの有害大気汚染物質4項目を月1回定期的に監視しております。アスペ

ストにつきましては、環境基準は設定されていないものの、長期的な影響を把握するため、平成2年度から継続的に監視してございます。近年は全市的に低い値で推移し、各測定地点間で大きな差がないため、令和6年度からは測定地点の見直しを図りました。

令和6年度の大気質の状況ですが、光化学オキシダントを除き環境基準に適合しております、環境基準が設定されていないアスベストも例年と同程度の結果でございました。

光化学オキシダントの評価方法は、1時間ごとに得られる測定値が環境基準を超えることが年間に一度でもあった場合は不適合とされており、全国的にもほとんどの測定地点で不適合となってございます。令和6年度は、大陸や他地域からの移流、日射量や風速などのオキシダントが発生しやすい気象条件の重なりなどにより、各測定局で日数にして30から79日程度、環境基準を超過し、不適合と判断されましたが、一方で高濃度の状況になり、屋外活動を控えるなどの対応を周知する注意報の発令はございませんでした。

資料の5ページに環境基準とその評価方法をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、資料の6ページをお開きください。ページ下部の図3を御覧ください。これは年間の全市平均の変化をグラフ化したものです。光化学オキシダントは、バツ印を黒線で結んだものです。左側の縦軸の0.06が環境基準のレベルで、年間を通じて見ると、基準よりも低いレベルとなってございます。また、光化学オキシダント以外の項目は、いずれも減少傾向が続いております。

資料の8ページをお開きください。降下ばいじんにつきましては、環境基準は設定されていないものの、長期的な影響を把握するため、昭和42年度から継続的に監視を行ってございます。近年は全市的に低い値で推移しております。

また、環境大気測定網の整備が適宜進められていることから、令和6年度からは測定地点の見直しを図りました。令和6年度は、天候の影響により前年度と比べてやや増加していますが、長期的に見ると、ほぼ横ばいの状態で推移しております。

それでは、2ページにお戻りください。2、水質汚濁です。本市では、河川、海域、湖沼の水質を定期的に監視しており、測定地点を図2に丸と四角で示しています。監視項目は説明文中に示したBOD、CODに代表される汚濁指標や、人の健康影響に着目した健康項目、富栄養化の指標である窒素、リンなどです。令和6年度の結果は、河川の河口付近で測定したホウ素を除き、いずれの項目も環境基準に適合していました。河口付近は、潮の満ち引きにより海水が混ざるため、例年同様、自然由来のホウ素により環境基準に適合しなかったものです。なお、適合しない場合でも、飲用として日常的に摂取しなければ健康影響等はございません。

3ページを御覧ください。4、地下水です。地下水については環境基準点がないため、市民が利用している井戸のうち、毎年10か所を選んで監視をしてございます。令和6年度は土壤に由来するものと思われるホウ素について、基準不適合を1か所で確認しました。また、近年有害性や蓄積性などの懸念から、水質の状況の目安として暫定指針値が設けられた有機フッ素化

合物、PFOs及びPFOAの汚染状況を把握するため、令和6年度は前年度同様2か所で調査を行うとともに、令和3年度に汚染が確認された井戸の継続調査を行ったところ、全て指針値を満たしてございました。指針値を超過した井戸の持ち主には結果を報告し、飲用しないようお伝えしており、今後も汚染状況について引き続き調査を継続してまいります。

水質汚濁につきましては、資料の9ページから12ページにまとめてございますので、後ほど御参照ください。

続いて、同じく3ページの3、騒音・振動について説明いたします。

初めに、1、自動車騒音です。自動車騒音は、市内の幹線道路約500キロ、231区間を5年計画で監視し、道路からの距離や遮蔽物となる周辺建物の配置などを考慮し、環境基準適合範囲に含まれる住居戸数により評価をしてございます。令和6年度は231区間のうち44区間、総延長約100キロを評価したところ、昼夜ともに基準適合したのは95.2%でした。測定結果については道路管理者へ通知するとともに、道路環境の整備や補修などの騒音低減対策を依頼してございます。

次に、2、新幹線鉄道騒音・振動です。新幹線の走行に伴う騒音及び振動の状況は、市内5地区、19地点で監視してございます。その結果、騒音は令和5年度より2地点少ない12地点で環境基準に適合し、振動は10地点全てで緊急対策を必要とする指針値を満たしてございました。近年は、鉄道事業者による防音壁の設置や車両の改善などの対策が進み、苦情はほとんど発生してございませんが、鉄道事業者に測定結果を通知し、より一層の低減対策を求めていくこととしております。

次に、3、航空機騒音の状況です。本市では航空自衛隊芦屋基地の航空機騒音を対象として、2年計画で市内12地点で監視しております。その結果、全ての地点で環境基準に適合しておりました。一方、航空機騒音は、特定の曜日や時間帯に継続的に発生することから、依然として苦情が寄せられております。苦情の内容については直ちに芦屋基地へ伝達するとともに、毎年防衛省に対して住宅防音工事助成及びNHK受信料補助の区域拡大を、環境省に対して局所的に発生する短時間の騒音を考慮した環境基準の見直しを要望してございます。今年も6月26日に両省を訪問し、直接要望を行ったところでございます。

騒音・振動につきましては、資料の13ページから18ページに取りまとめております。後ほど御参照ください。

続きまして、4ページを御覧ください。ダイオキシン類について説明いたします。

1、一般環境については、大気、水質、底質、土壤、地下水のダイオキシン類を監視しており、令和6年度は全て環境基準に適合していました。

次に、2、発生源の排出ガス、排水ですが、ダイオキシン類対策特別措置法では、事業者に対し年1回以上の自主測定と、その結果の市への報告を義務づけております。排出ガス37施設、5排水口の自主測定において、排出ガス1地点で排出基準を超過していたため、原因調査と改

善対策の実施を指導いたしました。その結果、施設自体には大きな問題はないものの、稼働状況の管理が一時的に不十分となっていたことが判明し、事業者により改善対策が取られました。改善後の自主測定においては、排出基準に適合したことを確認してございます。

ダイオキシン類につきましては、資料の19ページから23ページにまとめています。後ほど御参考ください。

最後に、5、まとめです。令和6年度の本市の環境の状況は前年度と同程度であり、環境基準におおむね適合していました。今後も環境モニタリングを通じて市内の環境の状況をきめ細かに把握し、その結果についてはホームページやそのほかの機会を捉え、広く市民に情報提供してまいります。

また、環境保全策として、発生源に対する監視、指導を計画的に進め、良好な環境を維持できるよう努めてまいります。さらに、光化学オキシダントなど環境基準に適合しなかった項目については、国の調査研究などに注視し、知見の集積に努め、引き続き市民の快適な生活環境づくりに努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（日野雄二君）再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 株式会社北九州パワーの令和6年度の経営情報について報告いたします。

2ページを御覧ください。まず、会社概況につきましては記載のとおりとなっております。

次に、令和6年度の事業報告です。1、事業の経過と状況です。株式会社北九州パワーは、低炭素エネルギーの地産地消による市内の低炭素化と市内産業の下支えの実現を目的に会社を設立し、平成28年4月1日より電力供給を開始しました。現在では脱炭素社会の実現に向けた新たな事業にも取り組んでおります。売上高は、従前の需要家の一部について契約が受託できませんでしたが、新たな需要家の開拓が進んだこと、及び国の電気料金高騰に対する補助金減額の影響により、前年度比で6,329万2,000円減の44億1,317万2,000円となっております。令和4年度より本格的にスタートした太陽光P P A事業、省エネ機器の第三者所有モデル事業につきましては、脱炭素先行地域計画に基づき導入を進めているところでございます。

2、契約の状況です。令和7年3月時点で契約数は1,583件、電力の契約合計は10万8,990キロワットでございました。

3、販売の状況です。小売販売量は18万8,370メガワットアワーでございました。これは、一般家庭で言えば約5万2,000世帯の1年間に使用する量となります。

4、財務の状況です。経常利益は2億6,646万円の黒字で、当期純利益は2億9,825万円の黒字を計上しております。令和5年度と比較しまして、当期純利益が約3億円減少した理由は、小売販売量が前年度の25万メガワットアワーから18万8,000メガワットアワーになったためであり、約6万2,000メガワットアワー減少したためでありまして、それに付随する利益も減少し

たものでございます。

5、その他の報告事項といたしましては、株式会社北九州パワーは、北九州市の推進する脱炭素社会の実現に向け、新たな再生可能エネルギー電源を確保するとともに、市場価格の変動に過度に影響されない電力料金の仕組みづくりを行い、北九州市の脱炭素政策支援と安定的な利益確保を継続していく予定でございます。詳しい財務状況は3ページのとおりでございます。

以上で株式会社北九州パワーの令和6年度の経営情報について報告を終わります。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 西日本ペットボトルリサイクル株式会社の令和6年度の経営情報について報告いたします。

2ページを御覧ください。まず、1、会社概況については記載のとおりとなっております。

次に、2、令和6年度の事業報告について説明いたします。同社は、容器包装リサイクル法に基づき、市町村で集められた使用済みペットボトルのリサイクルを行っており、エコタウンの第1号立地企業として平成10年7月に事業を開始しました。市が設置する環境産業推進会議に参画するほか、北九州エコタウン連絡会議において中心的な役割を果たすなど、国内の資源循環や本市の環境産業振興に寄与しております。

(1)原料の調達状況について説明いたします。容器包装リサイクル法に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの調達は、大手リサイクラーの参入による原料調達価格高騰の影響を受け、前年度比91%減の1,900トンとなり、大幅な減少となりました。そのため、製品供給に最低限必要な原料確保に向けて、市町村独自処理ルートや事業系原料などからの調達先拡大を図りましたが、前年度比25%減の2万2,100トンの原料調達にとどまりました。

続いて、(2)生産、売上げの状況について説明いたします。原料調達量の減少により、生産量は前年度比15%減の1万8,600トンとなり、売上高は前年度比5.4%減の34億569万円となりました。

(3)財務の状況につきましては、当期純利益で1億2,462万円の赤字となりました。主な理由としまして、原料調達量の減少及び調達価格の高騰によるものです。今後も原料の激しい争奪戦は続く見通しであり、事業継続と黒字回復に向けて引き続き調達先の多様化を推進してまいります。具体的には、従来の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの調達だけでなく、事業系原料等の低品位原料を用いた製造体制や、市町村独自処理ルート等による西日本全域からの原料調達網を構築することで、安定した原料調達及びコスト削減を図っていきます。

なお、2期連続の赤字決算となりましたが、社全体の資産から負債を差し引いた純資産は13億6,322万円ほどあり、現時点で債務超過に陥る状況ではなく、今後の事業継続は問題ございません。詳しい財務状況については3ページのとおりです。

以上で西日本ペットボトルリサイクル株式会社の経営情報について報告を終わります。

○委員長（日野雄二君） ありがとうございます。12時になりましたので、この後質問をお受けいたしたいと思いますが、継続するか、一度休憩するかを決めたいと思います。どちらでいいでしょうか。継続でいいでしょうか。

それでは、継続いたします。ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はございませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、大気、水質等の現況について、基準値等に適合しているところがほとんどみたいですが、井戸の調査でPFOs、PFOAの指針値をクリアしているということでしたけど、これはリッター当たり50ナノグラムという指針値ですかね。これをクリアしているということですか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 P F A S の指針値については、P F O S 、P F O A 合算で50ナノグラムパワーリットルの値に適合しているという意味でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） アメリカは4ナノグラムですかね。仮にこの4ナノグラムでした場合にはどうですか。適合していますか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 アメリカの4ナノグラムということですけど、環境、河川、海域測定している中で、一部50ナノグラムに対して4ナノグラムを超えることはあると思いますけど、指針値は適合している状況と認識してございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 日本の指針値が高いと言われていますよね。これは環境局がどうだこうだということじゃないんだけど、やはりPFOs、PFOAに対して市民がいろんな心配をしている状況ではあるので、ここはやっぱり国に対しても見直しを求めていく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、降下ばいじんの測定地点の見直しがされました。これはさっきちょっと説明したことありましたけど、3か所に今減っているんですよね。以前、調査していたところで高いところもありますが、なぜそこが外されたのかというのが分かれば教えてください。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 降下ばいじんにつきましては、環境基準が設定されておりません。過去からの長期的な影響を把握することを目的としまして、昭和42年度からモニタリングを継続してきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、昨今ではSPMやPM2.5などの項目に代表される環境大気の常時監視測定網が整備されたことを受け、昨年度11地点から3地点に集約したものでございます。減らしましたけれども、常時の監視測定によって十分地域の大気の状況は網羅できるというか、把握できるものと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 3か所の数字が出ていますが、このばいじんの成分とはどういうものですか。それぞれやっぱり違うんですかね。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 ばいじんの成分につきましては、大きく分けて溶解性、巻き上げの海からのしぶきの影響とか、そういうものもございますし、実際道路粉じん等の影響を受けた不溶解性の成分というものがございます。降下ばいじんというものの、その大きな2点で構成されておりますけど、その地域によって構成には差があるという状況です。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 3か所それぞれ数字が出ていますが、やっぱり地域によって中身が違うんですね。減少させるための対策というのは、何か取っていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 対策につきましては、従来の過去測定において、過去と比較しますと、現在は非常に低い状況で推移してございます。対策としましては、降下ばいじんに特化した対策というのではないんすけれども、引き続き発生源の監視、モニタリングを注視していきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 監視をしているというと、発生源は一応把握されているということでいいんですか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 常時モニタリングにおいて把握している状況でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） では、モニタリングで把握して発生源が分かっているわけですよね。例えば必要な対策を要請するとか、そういう取組はやっているということでいいんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 各種立入調査も行っておりますし、発生源の監視は行っていると認識しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 監視だけじゃなくて、必要な対策とか、必要な指導とか要請とか、そういうこともやっているという理解でいいんですかね。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 その発生源の影響が大きいとした場合の対策、ばいじんであつたら散水の強化とか、その辺を申し入れてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。やはり窓ガラスが汚れるとか、そういう声は聞きます。窓ガラスにばいじんがつくということは、ばいじんにやっぱり油分が含まれているということだと思うんですよね。ですから、発生源が特定されているんであれば、しっかり取組をやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、令和6年度の測定について今日報告していただきましたが、これは最近のことなんですけど、戸畠区の新池の住民から臭気、臭いに関する苦情が来ていると聞いておりますが、現在までの対応状況について教えていただけますか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 その件につきましては認識してございます。まずは相談を受けたことについて現状把握を行った上で、発生源が特定できれば、原因企業なり事業者に対して対策を申し入れていくこととしております。現に、その新池の案件については事業者に対して申入れを行ってございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 特定ができているということですので、しっかり取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

第三セクターの経営状況について幾つかお尋ねします。北九州パワーですね。調達している電源はごみ発電のみですかね。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 北九州パワーが調達している電源につきましては、約半分が市内の3つの工場からのごみ発電になります。残り半分については電力市場もしくは市内の再エネ事業者からの調達となっております。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今後、洋上風力によってつくられた電力の活用等についても考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 韶灘沖に今後運転が開始されるひびきウインドファームにつきまして、来年4月から運転を開始すると聞いております。こちらの構成会社の一つである電力の小売事業者がそのメンバーの一つになっておりますので、こちらのほうと再エネの地産地消についての協議をスタートしているところでございます。現状で発電した電気というのは、国の固定買取制度で送配電事業者に売電することが決まっておりますので、その電力をいかにして地産地消につなげていくかというところを、事業者と今議論を開始したところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。今後いろいろと詳しく教えていただきたいと思います。

そして、西日本ペットボトルリサイクル株式会社の経営情報、先ほど報告していただきましたけど、非常に処理する量が減ったということですが、市内で発生する使用済みのペットボトルは全体として大体どれぐらいあって、リサイクルがどれぐらいできているのか、何か数字がありますか。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 市内の発生量については、正確な数は分かりませんけど、一般的にリサイクル率というのは全国で85%程度となっています。市が集めているペットボトルの量は約2,200トン前後でございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。85%というのは、まだ15%ぐらいがリサイクルされていないということですが、ペットボトルのいわゆるリサイクルされずに海に流れたりするものは、やはりそれはそれでマイクロプラスチックになるんですかね。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 ペットボトル販売量に対しての回収率はすみません、ちょっと私の説明が不正確でした。全国的には92.5%の回収率です。そのうち実際にリサイクルされたものが85%です。リサイクルに対してロスがあるということで85%になっております。なので、資源的に回収した全国の数字は92.5%というのが現状でありますので、本市でも大体そのレベルと考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 海に捨てられるものに関しては。

○サーキュラーエコノミー推進課長 道端に落ちたものが一部海に捨てられることもあると思いますが、基本的にはいろんな回収ボックスだとか家庭から出たものだとかで、海に捨てられたものが海洋に漂っていって、分解されると粉々になりますので、それは一応マイクロプラスチックになる可能性もあるとは思っていますが、市内から出る量は非常に少ないとと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。いずれにしてもリサイクル率を上げて、海に流れ込んで海洋生物にいろんな影響を及ぼすとか、そういうことにならないように。ほかにもありますけど、製品プラとか含めて、全体として取組を強めていく必要があると思いますので、意見を申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 意見として。田中委員。

○委員（田中元君） 大気汚染と騒音について2点お尋ねしたいと思います。

これ調査結果でも分かるように、戸畠区の調査では、ほかの地区に比べて高めであるというところと、また、我々大人からすればそう大したことないというふうに思うんでしょうが、この周辺にも当然保育園や幼稚園があつたりしますので、子供にその影響がないのかという、小

さい子供を持つ保護者の立場からすれば不安なところがあるんだろうと思っています。

それと、この地域では、JR貨物が鹿児島線沿いにありますので、騒音の問題も併せて同時にいろいろ苦情を聞くこともあります。そこにずっと住まれている方は、それが当たり前と感じておられるんですけど、新しく移ってきた方々は、夜中は窓を開けられないという話が入ってきてているのも事実であります。その辺のことについての対策とか説明とか、例えば我々がそういった方々に説明できる内容を教えていただければと思っています。大気についても同様であります。

先ほど荒川委員からもお話がありましたように、異臭というのを我々からすれば今日はこういう異臭がするなというレベルで終わるんですが、新たに住んでこられた方々からすれば驚きのことなんだと思います。日々というか、毎日臭うわけじゃないんですけど、私もその工場の近くに住んでいますので、今日はこういう臭いがするなとか、ゴム臭いなとか、何かちょっと違う臭いがするなということを感じるんですが、恐らくさつきと同様に、生まれたての子供を抱える保護者の方からすると、慌てふためくんじゃないかなと思っています。その辺の説明も含めて、その異臭の内容も教えていただければと思っています。

それと併せて、鉱さい線が戸畠区の中原から一枝にかけてあるんですが、中原からすれば下のほうに鉱さい線がありますので、一枝かいわいからすれば住宅、住居レベルまで上がってきます。そこで振動だったりも、今新たに住居も増えてきてますので、新たな方が住み、もともと住んでおられる方はそれが当たり前、今は単線になって、ましという話にはなってくんですが、新たに住んでこられた方々にすれば夜中も動いておられますんで、急に家が揺れたということも話が上がってきております。その辺の対策も含めて教えていただきたいと思っています。

あともう一つ、車の騒音であります。今、戸畠枝光線が開通に向かっております。戸畠の北口からトンネル工事が始まって、恐らく車がトンネルに入っていくと、騒音というのはそこから一気に吹き上げてくると思っています。銀座あたりの住民の方々から不安の声が上がっておりまし、騒音壁というのを高く上げると日照の問題とかもあると思うんですが、その辺の対策も局を超えてやっているのか、教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 大気による子供さんへの影響とか、JR沿線の騒音、市内の転居者から苦情が出ている状況も存じ上げてございます。環境局では、環境がいいか悪いかを判断する場合の指標として、環境基準などを用いることになるんですけども、環境基準がない項目、例えば普通の列車とかには環境基準が適用されない場合もございます。ただし、実際市民の皆様がうるさいと感じておられるのであれば、環境監視課に相談いただければ、基準、法を超えて事業者に申し入れることもできますので、一度環境監視課へ相談するよう願えたらと思っております。

あと、車の騒音につきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、環境基準を超過した点については関係部局とも協議の上、道路の管理者に対して新たな騒音の低減対策等を申し入れるようにしてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 田中委員。

○委員（田中元君） 環境監視課に連絡をすればいいということですね。異臭と先ほどのばいじんとＪＲ貨物の騒音というのは、私自身も感じているところなので、連絡をさせていただきたいと思っていますし、一枝の鉛さい線についてはその方にお伝えをしておきます。

今から戸畠枝光線についてもそういう苦情が、多分開通した後にしか分からないことがあります。また、その沿いに大きいマンションが2棟建っていますので、すごい跳ね返りの音がするんだろうと予測されます。まだ気づいていないマンション住民の方も多数おられるんで、それは今言っていたほうがいいのか、それとも騒音が上がってきたときにその問題を共有して対策を練っていったほうがいいのか、その辺についてはどのように考えればよろしいでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 道路建設前の現状で、ちょっと状況はよく分からないですけど、恐らくその道路等を建設する場合には、事前の環境影響評価なり簡単なアセスメント的なものをやっているのではないかと思います。その状況次第ですが、当方で把握できておりませんので、道路部局なり管理者と情報を共有して、そういう事案があれば環境監視課に御報告いただければと思っております。

○委員長（日野雄二君） 田中委員。

○委員（田中元君） ちょうど今日の夕方7時から地元の市民センターで、立ち退きとかうんぬんかんぬんの話、工事の話があります。私は今日それには参加できないんですけど、今回は出てこないと思いますが、今後その問題が出てくると思いますので、今日も原局にその問題というのは提議をさせていただいてもよろしいですかね。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 騒音問題については原局に相談いただければ、うちにも情報が提供されるものと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（日野雄二君） 今、1点、田中委員の話の中の、臭いについての原因は答えていなかったのですが、それはどうでしょうか。環境監視課長。

○環境監視課長 臭いにつきましては、化学物質というのが数百万種類ある中で、規制をされている物質というのはなかなか限られてございます。20数種類しかないような状況でございますので、この物質が臭いがしたからといって、即基準の違反だと特定することがなかなか難しい、何百万種ある中から1種類を特定するのは難しい状況ですが、戸畠地区についてもいろいろな臭いがしていることは私も確認してございます。物質名は分からないこともあるんですけど

ども、その状況が確認できて発生源が特定できた場合には、原因者に対して低減策等を要求していきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 改善をしっかりやっていただきたいということを要望します。戸町委員。

○委員（戸町武弘君） まず、降下ばいじんの濃度の推移というところで、やはり戸畠区は少し数値が高いなという気がするんですが、先ほどちょっと聞き逃しちゃったので、測定地点を3か所にした理由をもう一度簡単でいいですから、教えてください。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 従前から降下ばいじんについては環境基準が設けられてございません。その間、昭和42年度からモニタリングを継続してきました。この意味としては、過去との比較のためにやってきております。ただ、これまでの間に常時監視測定網の整備ということで、SPMや、今話題になっているPM2.5等の関連する項目を常時監視することが可能となりました。これは環境基準が設定されていますので、これらによって大気の状況を把握するため、降下ばいじんの測定については集約して減らしてきたところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 詳しいことは分からなかったんですが、何か高いところだけちょっと残っているような感じがしていて、例えば小倉南区の少ないところ1か所ぐらい取って、地区の比較とかできるようにしたほうがいいのではないかという気がしました。これは答えなくていいです。そんな気がしましたので、ちょっと述べさせてもらいました。

そして、第三セクターの経営情報の中で北九州パワー、省エネ機器の第三者所有モデル事業についてなんですが、もともと北九州パワーができた目的の一つに、市内産業の下支えというのがありますので、何かするときはぜひ北九州市内の企業をきちんと使うということを、もう一度北九州パワーに伝えてもらいたいなと思います。要望します。

そして、西日本ペットボトルリサイクル株式会社の件なんですが、これ北九州市内でごみ分別収集で集めたペットボトルを、ここで再利用しているというスキームだと思います。この間コンビニに行くと、ペットボトルの回収器械があったんですが、コンビニで回収されたこのペットボトルはどこに行っているのか。もし御存じだったら教えてもらいたいなと思います。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 コンビニ等の回収ボックスで集められたペットボトルについては、リサイクル事業者が集めております。西日本ペットボトルリサイクルを含め、それを資源化する会社がありますので、そこに売っているというような状況であります。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 北九州市のごみ袋、ペットボトルを出すと、1枚60円かかるんですよね。たしか60円だったですよね、違いますか。

○委員長（日野雄二君）業務課長。

○業務課長 ペットボトルの金額につきましては、大袋が20円、小袋が12円で、60円は小袋5枚入りの値段かと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）実は、コンビニとかで回収してもらうと、ポイントまでつくんですよ。ごみ袋を買わなくて済むということで、何か仕組みをそろそろ考え直したほうがいいときに来ているのかなという気がしましたので、取りあえず意見として申し上げたいなと思います。

○委員長（日野雄二君）今の戸町委員の意見はしっかり聞いていただいて。コンビニのペットボトルは剥がしませんから。一般の人は自分で出すのが嫌だから、コンビニに捨てに行くんです。見ていると、そこで買ったものではなくても、持っていくんです。それもあるので、コンビニのペットボトルについては、戸町委員から今御意見がありましたので、しっかりよく見てやっていただきたいと思います。

ほかにございませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君）手短に何点かお伺いいたします。

まず、大気、水質、騒音などの現状を御説明いただきましてありがとうございます。この中で令和6年度、環境監視課において市民から意見とか、先ほどから出ている、異臭がするだとか、音がうるさいだとか、意見や苦情が何件ぐらい届いたのか、届いていないのか教えてください。もし届いておりましたら、その件数の中の苦情の内訳と、それにおいて環境監視課が具体的に動いた事例などがありましたら教えてください。

次に、第三セクターの経営情報についてお伺いいたします。

毎年職員の外郭団体への再就職の状況が公表されていると思います。北九州パワーと西日本ペットボトル、それぞれについて教えてください。

最後に、西日本ペットボトルについてであります。原料調達が大変難しいという現状をお伺いして、大変な状況だと認識をいたしました。調達先を多様化する、事業系原料を増やすということで御説明いただきました。ニュースなどを見ても、今ペットボトル争奪戦のようなものが行われていて、ペットボトルを確保するのが大変だなというニュースが流れてきているんですが、全国的なペットボトルの争奪戦、どこの事業者でもペットボトルを確保するのに苦労しているなどの現状がありましたら教えてください。以上です。

○委員長（日野雄二君）環境監視課長。

○環境監視課長 環境監視課が受ける苦情等の概要について御説明差し上げます。

申し訳ないですけど、今令和6年度のデータがございませんが、令和5年度で言うと236件、毎年大体200件から300件近くの相談を受けてございます。その内訳で言いますと、大気汚染の話、河川が濁っているとか、あと先ほどの悪臭の話、騒音の話、振動等がございます。騒音の苦情と含めて、環境監視課で一旦全て受けることが多いです。200件以上かかってきてしま

すので、電話で話を聞いて、一番大事なのは現状の確認ということで、まず現場に向かいます。納得していただける方もいますが、当然納得いただけない方もございますので、その辺は複数回にわたって相談を受けて、できる限り市民の声に耳を傾けて対応しているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 職員の再就職の状況について御回答させていただきます。

北九州パワーにおきましては、令和4年度から社長のポストについて1名、職員の再就職を行っているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 西日本ペットボトルリサイクル株式会社への市のOBの再就職に関してはゼロ名です。御質問ありました全国のペットボトルの争奪戦の状況ですが、やはり大手のリサイクラーとの競争が激しくなっております。直近でありますら、ペットボトルの落札価格が数年前に比べて約2倍から3倍になっている状況、また、価格の乱高下がいろいろと大変ということを聞いております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君）ありがとうございます。環境監視課において毎年200件から300件ということで、かなりの件数が続いていると分かりました。多岐にわたり大気や水や異臭とか騒音とか、それに対応していただいているということで、市民の声に耳を傾けていただいて、真摯に対応していただいていることに感謝申し上げます。まずはしっかりと監視と数値のエビデンスを持って御説明をされていると思いますので、今後とも市民から意見が届いた際にはしっかりと説明と、あと現地にも行かれて確認ということですので、引き続きお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

三セクの就職状況については分かりました。ありがとうございます。

ペットボトルについて、今現状もお伺いいたしました。価格の乱高下とか、大手の進出によって三セクが厳しい状況に追いやられていることがよく分かりました。しかしながら、西日本ペットボトルはとても大切な事業所でありますので、工夫をしながらされていっていただきたいなと思っております。

今後もペットボトルの価格は上がっていく見込みなんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 ペットボトルの価格については、現状のデータでは高止まりみたいなところはありますけど、やはり競争なので、上がっていく可能性もあると思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）村上委員。

○委員（村上さとこ君） 原料調達が経営に対してダイレクトに影響を及ぼしていくと思いますので、私も注視したいと思います。御説明ありがとうございました。

○委員長（日野雄二君） ほかに。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 3点ほどお願ひします。

西日本ペットボトルの経営状況についての関連ですが、私も本会議で令和4年2月、12月、2回にわたって水平リサイクルに関する質問をさせていただきました。きっと近い将来こういうふうになるだろうなと思ってあのとき質問したんですが、案の定、今話も出たように、原料の争奪戦になっていると。西日本ペットボトルさん、今でも容リ協からの原料を入札していると思うんですけど、容リ協の入札、たしかそこの業者の設備能力とか品質とかによって受注量が決められていたような気がするんですけど、その制限自体が西日本ペットボトルさんにとっては有利なのか不利なのかというのをまず1点お伺いしたいと思います。

2点目に、これもそのときの議会で独自ルートの販売の提案をして、今半分ぐらい出ていると思うんですけど、独自ルートの販売先は今どのようなところが買っているのか教えていただきたいです。

3点目に、低品位の原料の調達とかによって確保していくという話はありましたけど、質が下がると、やっぱりその分の処理費、コストがかかったり、あるいはできる製品の質が下がることによって、今度は販売価格が下がる可能性もあると思うんですよ。それによって、結局事業の持続の可能性が高まらないんじゃないかなという懸念をするわけですけども。あるいは他の市町村の独自ルート、西日本全域のルートというのもありましたけども、これもさっき言ったように、北九州市に比べれば恐らくきれいな状態でのペットボトル率が低くなるような気もするので、そういったことによって、原料は集まるけど、結局収支についてはあまりよくならないという可能性も考えられるんじゃないかと思うんですけども、この辺の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 まず、1点目の容リ協の入札に関しての設備能力について、有利か不利かというところですけど、すみません。今現在、その知見をちょっと持ち合わせておりませんが、設備能力以上に取れていませんというのが現状であります。

2点目の独自ルートの状況ですけども、北九州市も独自ルートの入札を始めていまして、特に昨年度末に行った今年度引渡し分については、西日本ペットボトルが全量落札をしております。

3点目の低品位についての対応です。西日本ペットボトルに関しては、これから材料の多様化を進めることで、洗浄能力の強化やラベルの剥がし機械等の設備投資を計画しております、今年度、来年度も行うという前提で対応していくと聞いております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ありがとうございます。最初の件は、ちょっとすみません。私たちはつきり分からぬんですけど、何か業者によって、要は大手のほうが有利に何か取れるような状況になっているようなことを聞いた気がして。それが西日本ペットボトルさんは大手と比べれば、多分大きさではそんなに大きくなないとと思うので、もしその今の制度自体が不利だということであれば、国とかどこかに制度のことも一緒に変更も望んでいくべきじゃないかなと思うので、それが1点目、ちょっとよく調べて、何かあれば要望いたします。

独自ルートに関しては、西日本ペットボトルさん全量ということで、そこは1つ助けになっているんだと思うんですが、あれですか、入札というのは価格だけでやっているんですか。何か要件あるんですかね。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 プロポーザルとなっていまして、ボトル to ボトルや地域循環をするというところの特典、目的を含めたプロポーザルになっております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） そうすると、今のところ、今後も西日本ペットボトルさんが取れる可能性は、絶対とは言えないけれど、高めですかね。

○委員長（日野雄二君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 メインのところはそういったところですけど、価格等もありますので、その辺でしっかり競争して取っていくように頑張ってもらうというところだと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） となると、あともう一つ、先ほどから出ているように、業者の自主回収の割合が増えていくと、これが減っていくわけなので、どうすればいいか分かりませんけど、北九州市の袋に入れて出してもらう、何か特典を考えていかなきやいかんのかなと思うんですよね。セブン-イレブンに持つていけば、袋がただな上にポイントまでつくわけですから。これがやはり独自ルートのところで地元企業としてそこに寄与できるんであれば、その回収についての工夫も何かぜひ知恵を絞っていただけたらなと思います。以上で終わります。

○委員長（日野雄二君） ほかに。たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 大気汚染について、健康状態がやっぱり心配で、子供さんたちにやっぱりぜんそくとか増えているかと思います。PM2.5は、年間でどのくらい基準値を、よく注意報が出ると思うが、保育園とかはそのときはお散歩とかに行かないようになっていると思うんですが、年間でどのくらいそういう日数があるのかとか、また、値は年々減っているみたいなんですが、健康状態的にはどのくらいぜんそくとか気管支に影響を及ぼしている方がいらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 お尋ねの PM2.5について御説明差し上げます。

PM2.5につきましては、平成23年度の測定開始以降、市全体として緩やかな改善傾向にございます。環境基準に適合した地点は平成26年時点でゼロ局、環境基準に適合していない状況だったんですけど、令和7年以降は12局全て環境基準に適合して、非常によい状況が続いている状況です。

健康影響については、ちょっと私どものほうでは分かりかねますので、申し訳ございません。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ゼロ日ということですか。年間を通して、PM2.5の基準を上回っているのではないということですか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 よくテレビで今日のPM2.5ということでやっていて、1日の平均値が35を超えるか否かで判断しており、35を超える日は確かにございます。健康影響、気管支の弱い方等に対応するため、一日の平均がもっと高くなるような場合には、福岡県で注意喚起を行うことになってございます。ただ、昨年度においてもですが、近年注意喚起等は行われてございません。その値等についてはホームページでも1時間ごとに公表しておりますので、そちらを確認の上、値が高いときには関係局のページ、福岡県のページになるんですけど、見ていただければ状況は把握できます。注意喚起が出されるような場合には、北九州市からも市民への周知に向けた取組を行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございました。以上です。

○委員長（日野雄二君） 時間も大分長くなりましたが、ほかにありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会します。

---

環境水道委員会 委員長 日野雄二 印  
副委員長 荒川徹 印